

○みなかみ町狂犬病予防法施行規則

平成17年10月1日

規則第66号

改正 令和4年3月31日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 犬の所有者は、法第4条第1項の規定による申請をしようとするときは、犬の登録等申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(鑑札の再交付の申請等)

第3条 犬の所有者は、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。）第6条第1項の規定による申請をしようとするときは、犬の鑑札等再交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 犬の所有者は、省令第6条第2項の規定により犬の鑑札を提出しようとするときは、犬の鑑札等発見届（様式第3号）に当該鑑札を添え、町長に提出しなければならない。

(届出の様式)

第4条 犬の所有者は、法第4条第4項の規定による犬の死亡、犬の所在地の変更並びに犬の所有者の氏名及び住所の変更並びに同条第5項の規定による犬の所有者の変更を届け出ようとするときは、犬の登録事項変更等届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(注射済票の交付の申請)

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が犬を管理する場合には、その者。以下同じ。）は、省令第12条第2項の規定により注射済票の交付を受けようとするときは、犬の登録等申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(注射済票の再交付の申請等)

第6条 犬の所有者は、省令第13条の規定による申請をしようとするときは、犬の鑑札等再交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 犬の所有者は、省令第13条第2項の規定により注射済票を提出しようとするときは、犬の鑑札等発見届（様式第3号）に当該注射済票を添え、町長に提出しなければならない。

(領収書の交付)

第7条 みなかみ町狂犬病予防及び動物愛護に関する条例（平成17年条例第110号）第4条に規定する手数料を領収した場合において、手数料納付者に対する領収書の交付は、鑑札又は注射済票（再交付も含む。）を交付することをもって、これに代えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町狂犬病予防施行規則（平成12年月夜野町規則第9号）又は水上町狂犬病予防法施行規則（平成12年水上町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

犬の登録等申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

届出者
住所
氏名
(電話)

犬の登録

を申請します。

狂犬病予防注射済票の交付

登録番号	注射済票番号	犬					
		種類	性別	生年月日	毛色	名号	特徴
※	※		オス メス				
※	※		オス メス				
※	※		オス メス				
※	※		オス メス				

- 注 1 申請者は、犬の所有者とする。
2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号（第3条、第6条関係）

犬の鑑札等再交付申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
氏 名
(電話)

犬の鑑札 亡失
次のおり を したので再交付を申請します。
注射済票 損傷

犬の鑑札番号	年 度 第 号
注射済票番号	第 号
亡失年月日 損傷	年 月 日
亡失 の理由 損傷	
添 付 物	犬の鑑札・注射済票

注 添付物は、損傷の場合に限る。

様式第3号（第3条、第6条関係）

犬の鑑札等発見届

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
氏 名
(電話)

犬の鑑札
亡失により再交付を申請した
注射済票
を発見したので届け出ます。

犬の鑑札番号	年 度 第 号
注射済票番号	第 号
発見年月日	年 月 日
発見した場所	
添付物	犬の鑑札 枚 ・ 注射済票 枚
適用	

犬の登録事項変更等届

年 月 日

みなかみ町長 様

届出者
住所
氏名
(電話)
(郵便番号)

法人にあつては、その所在地
称及び代表者氏名

第4項
狂犬病予防法第4条の規定により、次のとおり届け出ます。
第5項

変更事項	所有者の住所 ・ 所有者の氏名 犬の所在地 ・ 犬の死亡		
変更内容	(新) (旧)		
種類		性別	
年令		毛色	
名号		死亡年月日	
登録番号		注射番号	

注 根拠規定は、該当するものに○で囲むこと。

様式第1号 (第2条、第5条関係)

様式第2号 (第3条、第6条関係)

様式第3号 (第3条、第6条関係)

様式第4号 (第4条関係)